

議案第 174 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年（2016 年）12 月 9 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 3 項第 1 号中「100 分の 80」を「100 分の 90」に改め、同項第 2 号中「100 分の 37.5」を「100 分の 42.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係） 別紙添付

別表第 3 行政職給料表昇格時号給対応表（その 1）の部中

「

90		66	53
91		67	54
92		68	54
93		69	55
94		70	55
95		71	56
96		72	56
97		73	57
98		74	58
99		75	59

」

を

「

9 0		6 6	5 4
9 1		6 7	5 5
9 2		6 8	5 6
9 3		6 9	5 7
9 4		7 0	5 7
9 5		7 1	5 8
9 6		7 2	5 8
9 7		7 3	5 9
9 8		7 4	5 9
9 9		7 5	6 0

」

に、

「

1 2 6			8 6
1 2 7			8 7
1 2 8			8 8
1 2 9			8 9
1 3 0			9 0
1 3 1			9 1
1 3 2			9 2
1 3 3			9 3
1 3 4			9 4
1 3 5			9 5
1 3 6			9 6

」

を

「

1 2 6			8 7
1 2 7			8 9

1 2 8			9 1
1 2 9			9 3
1 3 0			9 4
1 3 1			9 5
1 3 2			9 6
1 3 3			9 7
1 3 4			9 7
1 3 5			9 7
1 3 6			9 7

」

に改め、同表医療職給料表（一）昇格時号給対応表（その3）の部中

「

5 0	3 0	3 8	3 0
5 1	3 1	3 9	3 1
5 2	3 2	4 0	3 2
5 3	3 3	4 1	3 3
5 4	3 4	4 1	3 3
5 5	3 5	4 2	3 4
5 6	3 6	4 2	3 4
5 7	3 7	4 3	3 5
5 8	3 8	4 3	3 5
5 9	3 9	4 4	3 6

」

を

「

5 0	3 0	3 8	2 9
5 1	3 1	3 9	3 0
5 2	3 2	4 0	3 0
5 3	3 3	4 1	3 1

5 4	3 4	4 1	3 1
5 5	3 5	4 2	3 2
5 6	3 6	4 2	3 2
5 7	3 7	4 3	3 3
5 8	3 8	4 3	3 4
5 9	3 9	4 4	3 5

」

に改め、同表医療職給料表（二）昇格時号給対応表（その4）の部中

「

5 0	4 2	4 2	1 8
5 1	4 3	4 3	1 9
5 2	4 4	4 4	2 0
5 3	4 5	4 5	2 1
5 4	4 6	4 6	2 2
5 5	4 7	4 7	2 3
5 6	4 8	4 8	2 4
5 7	4 9	4 9	2 5
5 8	5 0	5 0	2 6
5 9	5 1	5 1	2 7
6 0	5 2	5 2	2 8
6 1	5 3	5 3	2 9
6 2	5 4	5 4	2 9
6 3	5 5	5 5	3 0
6 4	5 6	5 6	3 0
6 5	5 7	5 7	3 1
6 6	5 8	5 8	3 1
6 7	5 9	5 9	3 2
6 8	6 0	6 0	3 2
6 9	6 1	6 1	3 3

7 0	6 2	6 2	3 4
7 1	6 3	6 3	3 5

」

を

「

5 0	4 3	4 2	1 8
5 1	4 5	4 3	1 9
5 2	4 7	4 4	2 0
5 3	4 9	4 5	2 1
5 4	5 0	4 6	2 2
5 5	5 1	4 7	2 3
5 6	5 2	4 8	2 4
5 7	5 3	4 9	2 5
5 8	5 4	5 0	2 6
5 9	5 5	5 1	2 7
6 0	5 6	5 2	2 8
6 1	5 7	5 3	2 9
6 2	5 7	5 4	3 0
6 3	5 8	5 5	3 1
6 4	5 8	5 6	3 2
6 5	5 9	5 7	3 3
6 6	5 9	5 8	3 3
6 7	6 0	5 9	3 4
6 8	6 0	6 0	3 4
6 9	6 1	6 1	3 5
7 0	6 2	6 2	3 5
7 1	6 3	6 3	3 6

」

に、

「

1 1 5		1 0 9	6 1
1 1 6		1 1 1	6 2
1 1 7		1 1 3	6 2
1 1 8		1 1 4	6 2
1 1 9		1 1 5	6 3
1 2 0		1 1 6	6 3
1 2 1		1 1 7	6 3
1 2 2		1 1 8	6 4
1 2 3		1 1 9	6 4
1 2 4		1 2 0	6 4
1 2 5		1 2 1	6 5
1 2 6		1 2 3	6 5
1 2 7		1 2 5	6 5
1 2 8		1 2 7	6 6
1 2 9		1 2 9	6 6
1 3 0		1 3 1	6 6
1 3 1		1 3 3	6 7
1 3 2		1 3 5	6 7
1 3 3		1 3 7	6 7

」

を

「

1 1 5		1 0 9	6 2
1 1 6		1 1 1	6 2
1 1 7		1 1 3	6 3
1 1 8		1 1 4	6 3
1 1 9		1 1 5	6 4
1 2 0		1 1 6	6 4

1 2 1		1 1 7	6 5
1 2 2		1 1 8	6 5
1 2 3		1 1 9	6 5
1 2 4		1 2 0	6 5
1 2 5		1 2 1	6 6
1 2 6		1 2 3	6 6
1 2 7		1 2 5	6 6
1 2 8		1 2 7	6 6
1 2 9		1 2 9	6 7
1 3 0		1 3 1	6 7
1 3 1		1 3 3	6 7
1 3 2		1 3 5	6 7
1 3 3		1 3 7	6 8

」

に、

「

1 3 9		1 4 3	6 9
1 4 0		1 4 4	7 0
1 4 1		1 4 5	7 0
1 4 2		1 4 5	7 0
1 4 3		1 4 6	7 1
1 4 4		1 4 6	7 1
1 4 5		1 4 7	7 1
1 4 6			7 2
1 4 7			7 2
1 4 8			7 2

」

を

「

1 3 9		1 4 3	7 0
1 4 0		1 4 4	7 0
1 4 1		1 4 5	7 1
1 4 2		1 4 5	7 1
1 4 3		1 4 6	7 2
1 4 4		1 4 6	7 2
1 4 5		1 4 7	7 3
1 4 6			7 4
1 4 7			7 5
1 4 8			7 6

」

に改める。

第2条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職給料表7級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第11条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第11条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職給料表6級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第11条第5項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「（行政職給

料表 7 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。) がある場合、行政職給料表 7 級職員等から行政職給料表 7 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同項第 1 号中「場合」の次に「(行政職給料表 7 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」を加え、同項第 2 号中「第 2 項第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」に、「扶養親族たる要件」を「扶養親族としての要件」に改め、「至った場合」の次に「及び行政職給料表 7 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 6 項中「に扶養親族」の次に「(行政職給料表 7 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「扶養親族がない」を「行政職給料表 7 級職員等から行政職給料表 7 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が行政職給料表 7 級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(行政職給料表 7 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、行政職給料表 7 級職員等以外の職員から行政職給料表 7 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が行政職給料表 7 級職員等となった日」を、「の扶養親族」の次に「(行政職給料表 7 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「すべてが扶養親族たる要件」を「全てが扶養親族としての要件」に改め、同条第 7 項中「これを受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第 5 項第 1 号」を「第 1 号又は第 3 号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係る

ものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある行政職給料表7級職員等が行政職給料表7級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある行政職給料表6級職員等が行政職給料表6級職員等及び行政職給料表7級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職給料表7級職員等以外のものが行政職給料表7級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で行政職給料表6級職員等及び行政職給料表7級職員等以外のものが行政職給料表6級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第20条第3項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

第25条第10項中「30日分」を「31日分」に改める。

附則に次の3項を加える。

(平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

32 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当につ

いては、第11条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職給料表6級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第5項中「扶養親族（行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職給料表7級職員等から行政職給料表7級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行政職給料表7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政職給料表7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは

「

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を

除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

」

と、同条第6項中「扶養親族(行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは、「扶養親族」と、「なった日、行政職給料表7級職員等から行政職給料表7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が行政職給料表7級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職給料表7級職員等以外の職員から行政職給料表7級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が行政職給料表7級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは、「の改定(扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に

係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

33 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当については、第11条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職給料表6級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第5項中「扶養親族（行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職給料表7級職員等から行政職給料表7級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政職給料表7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政職給料表7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族（行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職給料表7級職員等から行政職給料表7級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が行政職給料表7級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職給料表7級職員等以外の職員から行政職給料表7級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が行政職給料表7級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号

又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

34 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当については、第11条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、同条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が6級」とあるのは「が6级以上」と、「行政職給料表6級職員等」とあるのは「行政職給料表6级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第5項中「扶養親族（行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））がある場合、行政職給料表7級職員等から行政職給料表7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政職給料表7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政職給料表7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族（行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政職給料表7級職員等から行政職給料表7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が行政職給料表7級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職給料表7級職員等以外の職員から行政職給料表7級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が行政職給料表7級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中

「行政職給料表 6 級職員等が行政職給料表 6 級職員等及び行政職給料表 7 級職員等」とあるのは「行政職給料表 6 級以上職員等が行政職給料表 6 級以上職員等」と、同項第 6 号中「行政職給料表 6 級職員等及び行政職給料表 7 級職員等」とあるのは「行政職給料表 6 級以上職員等」と、「が行政職給料表 6 級職員等」とあるのは「が行政職給料表 6 級以上職員等」とする。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定（第 20 条第 3 項の改正規定を除く。）による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

3 第 1 条の規定（第 20 条第 3 項の改正規定に限る。）による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（以下この条において「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。